電力・ガス・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金を支給します

問　専用ダイヤル（☎93-5191）　ID　1010628

対　①令和5年度住民税非課税世帯（6月1日に市内に住民登録のある世帯で、令和5年度に支給が開始された他市町村からの同様の給付金を受給していない世帯）

②予期せず令和5年1月から9月までの間に家計が急変し、同一の世帯に属する人全員の年収見込額が住民税非課税相当と認められる世帯

※課税されている人の扶養親族のみからなる世帯は対象外（令和4年中に扶養を受けていた人も含む）

給付額　1世帯につき30,000円

申　▶①…9月29日㈮までに、確認書（6月下旬より順次該当世帯へ送付）を郵送で生活福祉課（〒448-8501　刈谷市役所）へ。

▶②…6月21日㈬から9月29日㈮までに、申請書（生活福祉課で配布・市HPでダウンロード可）と添付書類を、郵送で生活福祉課（〒448-8501　刈谷市役所）または直接、市役所806会議室（9時～12時、13時～17時）へ。

防犯しようよ！オレオレ詐欺対策

問　刈谷警察署生活安全課（☎22-0110）

市内では、息子や孫などを名乗る者から自宅に電話があり、それを信じた被害者が現金やキャッシュカードを犯人にだまし取られる、オレオレ詐欺被害が発生しています。昨年中に県内で発生した特殊詐欺の被害者に対して行った調査では、被害に遭う前の意識について、8割以上の人が「自分は被害に遭わない」「考えたこともなかった」と答えました。「詐欺の電話はいつか自分の家にもかかってくるもの」と考えて、対策をしておくことが大切です。

電話機の対策　～犯人と話さないために～

▶被害防止機能付き電話機へ交換する　▶不審電話防止装置を取り付ける

▶在宅中も留守番電話設定にする

キャッシュカードの対策　～万一の時に被害を最小限にするために～

▶利用限度額（振り込み・引き出し）の引き下げ

◆不審電話防止装置を設置してください

市内在住の60歳以上の人は、市役所で不審電話防止装置を2,000円で購入できます。不審電話防止装置は、現在お使いの電話機に簡単に接続して利用でき、「会話内容が録音されます」などと相手にメッセージが流れ、全ての会話を自動的に録音します。詳細は、くらし安心課（☎62-1010）へ。

ごみ散乱防止推進員を紹介します

問　ごみ減量推進課（☎21-1705）

「刈谷市空き缶等ごみ散乱防止条例」に基づき、地区におけるごみの散乱の防止、環境の美化推進に活躍しています。緑色の帽子やベスト、腕章を身に着けて、地区内の巡回や啓発活動などを行います。

令和5年度のごみ散乱防止推進員

地区	氏名	地区	氏名
刈谷西部	三浦優子	今川	佐野久始
刈谷中部	佐藤篤司	今岡	保田猪三郎
刈谷東部	小佐々歳男	一里山	塚本鏡次
元刈谷	杉本常男	一ツ木	酒井巳喜夫
	吉田忠次呂		上田幸弘
熊	渡部明	泉田	上北光信
高津波	深谷常雄	築地	近藤宏
	杉阪季久	小垣江	杉浦誠
小山	芝田康博		長澤康隆
	平野之保		早川佳寿
	水鳥正治	高須	玉田憲壽
重原	三井賢二	半城土	岡本和美
桜	小嶋正通		松江活人
井ケ谷	野々山健二	野田	阿部政行
	近藤隆		成田豊
東境	岡田政也	東刈谷	亀田鹿雄
	坂口初男		山本明
西境	宇佐美憲男		

主な活動内容

・市民（地区住民）に対する啓発・指導・助言
・地区内の巡回
・ごみの片付けおよび大量・大型ごみの不法投棄連絡
・市の施策に対する協力
・その他、ごみの散乱の防止に関すること

刈谷市空き缶等ごみ散乱防止条例　ID　1003723

空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻などのごみの散乱の防止について、市民一人一人や地域、事業者がそれぞれの責務を果たし、連携して環境の美化を図ることを目的としています。

基本となる責務

ごみをみだりに捨てるなどして、ごみを散乱させることのないようにすること。

市民の責務

自主的に清掃活動を行うなど地域環境の美化に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならないこと。

事業者の責務

事業活動に伴って生じたごみの散乱の防止に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならないこと。

ID　7桁の番号を市HPトップページ「ページID検索」に入力すると関連ページが見られます。